

平成30年第4回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年4月10日(火)

午前10時00分から午前11時07分

2. 早島町役場 2階第1会議室

3. 出席委員

12名

4. 欠席委員

0名

5. 傍聴人数

なし

6. 議事日程

議案第11号 農用地利用集積計画について

議案第12号 農地法第3条(所有権の移転)許可申請について

議案第13号 農地法第5条(所有権の移転)許可申請について

議案第14号 農地法第5条(賃借権の設定)許可申請について

議案第15号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第16号 早島町ふれあい農園貸付条例第2条の規定による承認申請について

報告第9号 農地法第5条(使用貸借権の設定)転用届出について

7. 農業委員会事務局員

3名

事務局	<p>それでは、ただいまから第4回早島町農業委員会を開会いたします。 初めに、会長、ご挨拶をお願いします。</p>
議長	<p>〔会長ご挨拶〕</p>
事務局	<p>ありがとうございました。初めに、会議の成立について報告させていただきます。 本日の委員さん12人中、出席委員さんが12名、欠席委員さんはございません。農業委員会等に関する法律第21条第3項により、在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。 それでは、早島町農業委員会会議規則第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行については会長をお願いいたします。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、これより議事に入ります。まず、議事録署名委員の指名を行います。私のほうで指名してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員は●番の●●委員、●番の●●委員をお願いいたします。よろしく申し上げます。 それでは、日程1、議案第11号・番号5農用地利用集積計画を議題といたします。事務局、説明方をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書2ページをご覧ください。 こちらの計画が早島町に提出され、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定を受けたいため、農業委員会に協議がございました。 それでは、3ページをご覧ください。今月の農用地利用集積計画は2件です。 番号5についてですが、利用権の設定を受ける者は、岡山市●●にお住まいの●●さんになります。利用権を設定する者が、早島町●●にお住まいの●●さんです。 利用権を設定する土地は、早島●●、地目が田、面積が●●平米、早島●●、地目が田、面積が●●平米、早島●●、地目が田、面積が●●平米で、合計●●平米です。 位置図は4ページとなっております。 設定する利用権の種類は賃貸借権で、存続期間は3年、始期が平成30年5月1日からの設定です。こちらは利用権の再設定となっております。 説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を●番●●委員よりよろしく申し上げます。</p>

●●委員

現地調査は4月5日に行いました。場所は、バイパスの●●の交差点から西へ●●団地へ向かうちょうど真ん中ぐらいのところになると思います。この方は、以前から継続でやられていまして、通常今までもきれいに耕作もされておられますし、継続ということで今後もきれいにやっていただけるんじゃないかと安心しております。

以上です。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか、この件に関して。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

それでは、質疑がないようではありますが、その他ご意見もよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

質疑も意見もありませんので、ないようでありますので、議案第11号・番号5農用地利用集積計画については承認したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

ないようでありますので、議案第11号・番号5農用地利用集積計画については許可相当に決定いたしました。続きまして、番号6を議題とします。事務局、説明方お願いいたします。

事務局

それでは、議案書5ページをご覧ください。

番号6についてですが、利用権の設定を受ける者は、早島町●●番地にお住まいの●●さん、利用権を設定する者が早島町●●番地にお住まいの●●さん、●●さんです。

利用権を設定する土地は、早島●●番、地目が田、面積が●●平米です。

位置図は6ページとなっております。

設定する利用権の種類は賃貸借権で、存続期間は2年、始期が平成30年5月1日からの設定です。こちらは利用権の再設定となっております。

説明は以上です。

議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を●番●委員からご報告をお願いします。

●●委員

ご報告します。現地確認を4月5日いたしました。場所は、早島インターチェンジの西側、●●集落の南側となります。ここは●●さんが長年つくっておられまして、今年もつくるようにトラクターを使っております。問題ないと考えます。以上です。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

質疑ないようであります。それでは、ご意見等もよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

質疑、意見もないようでありますので、議案第11号・番号6農用地利用集積計画については承認したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

ないようでありますので、議案第11号・番号6農用地利用集積計画については許可相当に決定いたしました。

続きまして、日程2、議案第12号・番号2農地法第3条所有権の移転の許可申請について議題といたします。

なお、本件は●●委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないという規定により、●●委員には一時退席をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔●●委員退席〕

議長

それでは、事務局、説明方お願いいたします。

事務局

それでは、議案書7ページをご覧ください。

今月の農地法第3条所有権の移転許可申請は1件でございます。

番号2についてですが、譲受人が早島町●●番地にお住まいの●●さん、譲渡人が早島町●●番地にお住まいの●●さんです。

位置図は8ページとなり、土地の所在地は前潟●●番、地目が田、面積が●●平米、前

潟字●●番、地目が田、面積が●●平米、前潟●●番、地目が田、面積が●●平米で、合計●●平米です。

譲受人の耕作面積は●●平米であり、5反以上の農業経営農家です。

説明は以上です。

議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を●番 ●●委員からお願いいたします。

●●委員

4月5日に現地確認を行いました。今回の譲渡人の●●さん、それと子供さんですけど、今後はもう農業をやっていないといったことで、このようなことになったんだろうと思います。それで、たまたまこの土地を耕作されている方が林さんで、現状としては一番ベストの格好で譲渡ができるんじゃないかなと思っております。以上です。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑ありませんでしょうか。3条ですからよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

はい。それでは、意見等もございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

質疑、意見もないようでありますので、議案第12号・番号2農地法第3条所有権移転許可申請については承認したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議ないようでありますので、議案第12号・番号2農地法第3条所有権移転許可申請については許可相当に決定いたしました。

ここで、●●委員、入室を認めます。

〔●●委員入室〕

議長

続きまして、日程3の議案第13号・番号10農地法第5条所有権移転許可申請についてを議題といたします。事務局、説明方お願いいたします。

事務局

それでは議案書9ページをご覧ください。

今月の農地法第5条所有権移転の許可申請は1件です。

番号10についてですが、譲受人が岡山市●●番地にお住まいの●●さんです。譲渡人は早島町●●番地にお住まいの●●さんです。

土地の所在地は、前潟●●番、地目が田、面積が●●平米、前潟●●番、地目が田、面積が●●平米、前潟●●番、地目が田、面積が●●平米、前潟●●番、地目が田、面積が●●平米、前潟●●番、地目が田、面積が●●平米で、合計●●平米です。

農地区分は第3種農地で、位置図が10ページとなります。

転用目的は診療所の露天駐車場です。位置図の黄色部分は、昨年11月の農業委員会でご審議いただき、診療所として農地転用を許可された農地となっており、診療所駐車場の敷地拡張のため、今回申請されております。また、土地利用計画図を11ページに添付しております。ご審議をお願いします。説明は以上です。

議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を●番●●委員からよろしくお願ひいたします。

●●委員

4月5日に現地確認をいたしまして、さっき役場のほうから言われたとおりなんですけれども、11月に許可したものに対して、あと●●平米強の駐車場が要るということで、この図面出てますように、赤のところは今度申請が出たところで、前が●●ほどでしたか、トータルで●●平米ほどになります。これに対して前も許可してますし、その周囲ですから、全く問題はないんじゃないかなと思うんですけれども。以上です。

議長

説明ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。何か質疑はこの件に関してありませんか。私も今朝、ここへ来るときに一応見てきました。どんどんやります。

●●委員

場所はそこの駅の大きい道を東へ渡った50メートルほどのところに右側に今工事をやっていますから、そこらあたり。

●●委員

前の広いところは何に使うの。診療所は南のほうへ建つようにしとるが。そしたら入り口が全部あくが。

●●委員

前が駐車場じゃろ。

●●委員

足らんから後ろにも駐車場をつくると。

●●委員

そうそう、全体を広げたわけです、駐車場にね。ただ、この診療所から南、これはどうされるんかというのはありますね。

議長

今朝行ったんですけど、図面が今来ましたから。左側が西側ですから、これは通路でいいんですよ。それで右側がこのあいとるところは何になるのかな。それから、ここから南へまた大分農地がありますから、これは恐らくだんだん家が50戸連たんで入ってくると思いますよ。

●●委員

診療所の前は恐らく50戸連担でやられるんじゃないかなと思うんですけども。

●●委員

要は両サイドを通路にするん。

●●委員

西側が今50戸連担、よう何軒か建ってますわなあ。あれに並列して西側へ通路になります。

議長

東側が広いんじゃ。これは何にするんかな。

●●委員

何にするんじゃろうか、●●委員さん。

議長

事務局何か聞いとん。

事務局

今は何も特には聞いてません。

●●委員

左側はどうすんかなと思うて。草刈りが大変じゃなあと思うてはみるんじゃけど。

議長

それから、●●委員整形は宅地だけじゃろ、これ。この太い黒い線だけで、両側はあいとるんじゃろ。

●●委員

僕らが考えたら、西か東へつけてやればええんじゃねえかな思うんじゃけども、これはどうもそういう形で申請されとる。今後は何かあるんかな思うて。

●●委員

すみません、この土地利用計画書の図面で、診療所というのはもう現在建物が建ってるのですか。

●●委員	いやいや、まだまだ。
●●委員	予定地。予定ということなんですかね。
●●委員	造成中じゃ。
●●委員	今、川の護岸工事をしよった。それで、川から渡ったところが駐車場になって、その奥へ診療所が入るといふ計画になっている。
議長	だけど、これを見ると、東側の通路、これは何に使うんじゃろうかなと思うじゃろ。
●●委員	しかし、この位置図4、黄色の部分と赤の部分のほとんどど真ん中に診療所が建つという、建物が建つというような形になりそうですね。何か不思議な気がするんですが。
●●委員	藤井整形に入るのはど真ん中ええで。橋がある。橋をかけてしとる。 そりゃあ、●●さん、誰に聞きゃあ一番ええんじゃろう。この東はどうなるんないうて。 ●●先生に聞きゃあええんか。
事務局	いや、まだ●●さんのものなんで。
●●委員	そうじゃろ。じゃから、●●さんの土地になるから。それで、●●さんは不動産屋さん に任せとると言う。
議長	一応事務局のほうに聞いとんのが西側の左側じゃな、図面の。これが細いでしょ。ここ の川へは少なかれ入る橋ができとんじゃろ。今●●さんが言うのは、東側の今工事をしよ ん。
●●委員	護岸はしょうるけどまだ橋はかけてねえ。西側はかかっとなよ。ええ橋が。左側は、ま だ見たら護岸を切って橋がかかるような感じのことになつとるなあとと思うとんじゃけ ど。だけど、その土地はまだ●●さんの土地じゃから、●●先生のは真ん中に1本また橋 がかかるんかな。一番東側は、どういう形で使うのかな。一応護岸を、橋がかかるよう にしとんかな。
議長	まあ、以上でよろしいですか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長	<p>この件、ほかにありますか。よろしいですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>それでは、質疑、意見もないようでありますので、議案第13号・番号10農地法第5条所有権移転許可申請については承認したいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>質疑、意見もないようでありますので、議案第13号・番号10農地法第5条所有権移転許可申請についてを承認し、許可相当に決定いたしました。</p> <p>続きまして、日程4の議案第14号・番号1農地法第5条賃借権の設定の許可申請についてを議題といたします。事務局、説明方お願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の12ページをご覧ください。</p> <p>今月の農地法第5条賃借権の設定の許可申請は1件です。</p> <p>番号1についてですが、賃借人が早島町●●番地13の●●さんです。賃貸人は、早島町●●番地にお住まいの●●さんです。</p> <p>土地の所在地は、早島●●番5、地目が田、面積が●●平米です。</p> <p>農地区分は第3種農地で、位置図が、ごめんなさい、お手元の差しかえの位置図差しかえと書かれたこちらが位置図になります。土地利用計画図は14ページになります。</p> <p>転用目的は露天駐車場で、軽貨物自動車の置き場として、●●が建築した自宅南側の当該申請地を借り受けるものです。説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を●番●●委員からお願いいたします。</p>
●●委員	<p>報告します。現地確認を4月5日行いました。場所は、西コミュニティーのすぐ西側になります。地図で言いますと、●●自宅となっております。これはもう建物がほぼ完成して、もう生活を始めるんじゃないかと思われまして。その自宅部分のすぐ南側と東側の通路です。貸す人は●●さん、●●さんのおじさんの土地となります。もうほとんど田んぼとして機能していない状況で、特別問題はないかなと考えます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか、この件</p>

	<p>に関して。前から造成しておったんでしょ。</p>
●●委員	<p>そうです。</p>
議長	<p>質疑ありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>質疑ないようであります。それでは、その他ご意見等もよろしいですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>質疑、ご意見もないようでありますので、議案第14号・番号1農地法第5条賃借権の設定許可申請については承認したいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ないようでありますので、議案第14号番号1農地法第5条賃借権の設定許可申請についてを承認し、許可相当に決定いたしました。</p> <p>続きまして、日程5、議案第15号・番号1農地転用事業計画変更承認申請を議題といたします。事務局、説明方お願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書15ページをご覧ください。</p> <p>申請者は早島町●●番地の●●さんです。申請地は前潟●●番7、地目が田、面積が●●●●平米で、一時転用の露天駐車場として平成28年11月11日付で転用許可しております。</p> <p>このたび、周辺の開発工事での資材置き場の不足を解消するため、現在の露天駐車場から露天資材置き場へ変更する事業計画の変更承認申請が提出されております。位置図は16ページとなります。説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を●●委員からお願いいたします。</p>
●●委員	<p>4月8日に現地確認しました。場所は●●センターの東隣、駐車場になっています。そこに資材を置くように、前にもちょっと置いてあったので、資材が置いてあって、3月だったか話が違うじゃないかということで、●●君に見てもらって撤去してもらったんですけど、今回、資材を置くというので申請が出ています。だから、現在もう埋まっているの</p>

	<p>で、何ら周りにも影響はないかと思っております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。</p> <p>この件に関して、問題はないかと思うんですけども、不動産屋が転用業者になってますね。地権者の名前が出てないんですよ。だから、この辺を朝、事務局とお話しさせていただきました。</p> <p>前は露天駐車場、今度は資材置き場と転々変わってきています。また、先ほどの●●不動産です。●●不動産、はっきり言って、変なことをするのがたびたびです。これは気をつけないかと思えます。</p> <p>しかし、これは正しいのかどうかわかりませんが、またその後はどうなるかわからないけど、今度期限が切れた場合に、必ず田に戻すというような念書をとっていただきたいなと思いますが、いかがですか、皆さん。そういう伝達をしていただきたいと思うんですけど。</p> <p>またころころ、これ変わったらまたほかで回すと。それで、自分の土地ならええんだけど、人の土地でしょ、これ。</p>
●●委員	<p>当の本人がまだ元気です。病院は通っておるんですけど。</p>
●●委員	<p>●●さんの土地じゃろ。</p>
議長	<p>だから、●●君、それでえかろう。念書をとってもろうとって、今度は必ず田に戻してくれということ。</p>
●●委員	<p>前は一時転用だったもんな。じゃったら、期限が来たら戻さにゃいけんよな。</p>
事務局	<p>一時転用の期日が切れるから出してきたわけじゃなくて、露天駐車場としとったのを資材置き場に変えさせてということ。</p>
議長	<p>それはもう、頭か尻かわからんことをしよんじゃから。それでいいでしょ、皆さん。この件に関して、ありませんか。質疑も意見も。なければ、次へ進ませていただきます。今のことでよろしいでしょうか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
事務局	<p>こちらについては当然市街化調整区域です。なので、事務局としても農地法に基づいて一応手続ということで指導はさせていただきます。今後のどういうふうに変っていくかということも、それについては随時農業委員さんと一緒に見張りながらやっていきたいな</p>

	というふうに考えていますので、その辺でご理解いただければと思います。
●●委員	一応、最大3年、一時転用3年って前に言ようたが。
議長	だから、この転用業者が●●君とってんならいいんですけど。 借り主が出しているというようなことになってるよ。だから、事業者は知らんのやねえか。そういうことなとん。
●●委員	身内が知らん可能性があるいうて。
●●委員	この一時転用ですけども、この●●不動産ですか。よう知らせておく必要がありますよ。期限が到来したら農地に返すんですよ。それで、目的達成ですよと。お願いします。
議長	課長よろしい。
事務局	はい。
議長	ということにしますので、よろしく願いいたします。それでは、この件承認してよろしいですね。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議長	ありがとうございました。では、ないようでありますので、議案第15号・番号1農地転用事業計画変更承認申請については承認したいと思います。いかがでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議長	意見ないようでありますので、議案第15号・番号1農地転用事業計画変更承認申請を承認し、許可相当に決定いたしました。 続きまして、議案第16・番号2を議題といたします。 事務局、説明方お願いいたします。
事務局	それでは、議案書17ページをご覧ください。 申請者は、早島町●●番地、●●さんです。 申請地は、矢尾●●番1、地目が田、面積が●●平米、矢尾●●番1、地目が田、面積

が●●平米、矢尾●●番2、地目が田、面積が●●平米、矢尾字●●番3、地目が田、面積が●●平米、矢尾●●番、地目が田、面積が●●平米で、合計●●平米です。

当該申請地は、昨年の9月に貸露天駐車場として転用許可、11月に敷地拡張に伴う事業計画の変更承認を受けていますが、このたび借受業者が変更となり、洗車スペースが不要となったため、設置予定だった油水分離槽を設置する必要がなくなったため、これに伴う事業計画の変更承認申請が提出されています。

位置図は18ページでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に関して、現地の確認の結果を●番●●委員からお願いいたします。

●●委員

4月の初めに確認しました。もう現在造成ができ上がって、砂利を敷いた状態です。洗車場をなくするいうので、油水分離槽はなくてもいいと思います。以上です。

議長

ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。これも転用業者じゃろう。出とるのは。これも倉敷じゃ、岡山市もちょっと聞いてみてくれる。

事務局

はい。

議長

貸し主の地主が出てこんなあ、これじゃだめじゃないかと思うたん。

●●委員

ここは買うとるんですよ。

議長

買うたかな。

●●委員

そうそう、前の折に所有権移転しとる。駐車場にするいうて。前回は全部駐車場にして、よその運送屋が移転するという名目で全部造成して、それで、今度は違う運送屋が来るいう。所有権は●●で持つてる。

議長

なら、なんで転用業者となるん。

事務局

議案書の表記の仕方がよくないので、わかりやすい書か方にするようにします。

議長	<p>今の●●委員の報告で質疑ありませんか。質疑意見がなければ次行かせてもらいます。よろしいですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>それじゃ、質疑、ご意見もないようでありますので、議案第15号・番号2農地転用事業計画変更承認申請については承認したいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ないようでありますので、議案第15号・番号2農地転用事業計画変更承認申請を承認し、許可相当に決定いたしました。</p> <p>続きまして、日程6、議案第16号・番号1早島町ふれあい農園貸付条例第2条の規定による承認申請についてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明方お願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書19ページをご覧ください。</p> <p>議案第16号について、早島町特定農地貸付規程を変更するため、早島町ふれあい農園貸付条例第2条により、早島町長から農業委員会へ承認申請書が提出されました。</p> <p>改正内容及び改正後全文については次の20ページから24ページをご覧ください。募集方法と申込方法、貸付契約の解約等に係る規程を変更するための申請となっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか、この件に関して。</p>
●●委員	<p>この申込方法、第6条のところなんですけれども、募集期間というのを削るということについてお伺いしたいんですが、これは今まで募集期間というのを定めて、その間に応募してくださいよという規程になっていたと思うんですけれども、それが募集期間内という項目を削るということは、年中絶えず募集を受け付けれるということになるんですか。</p>
事務局	<p>そうですね。今までの現行の規程になると、毎回募集期間をいつからいつまでを設けて、例えば20日間設けて、その間で募集を受け付けるような規程になっているんですけれど</p>

も、この規程であると、随時、せっかくあいているのに随時申し込みをしたい方が受け付けられなくなる、例えば、今日農園空き区画見つけて、例えば来週から使いたいとか、そういう方の申請を受け入れられなくなってしまうので、随時受け付けができるような規程に変えるために今回変更させてもらいたいと思っています。

●●委員

それ自体は利用者にとっては利用しやすくなるなというふうには思うんですけども、ということになると、利用期間は3年間と決まっているわけですので、その利用期間の把握というのはより町が煩雑になってくるんじゃないかなと思うんですけど。それぞれ違う利用期間で、例えば2月に利用解消される人もいれば、12月に利用解消される方もいらっしゃる。8月に利用解消される人もいらっしゃるということになると、その利用期間を全部町が把握しておかなければならないということになって、その都度勧告を、もう利用期間が切れますよというふうに年中知らせていかなきゃいけないということになると、担当課の業務が煩雑になるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

●●委員

実際のところを正直に申しますと、最初に募集期間を設けまして、募集をかけます。それで残ったものについてというのにまた、一々募集期間を設定してというのは、設定をしないといけないというのがこのやり方なんですけども、実際実務上はどうしてたかという、空いてるから貸してほしいという人に対しては、正直、そこでお貸ししておりました。その実運用に合わさせていただくような今回の改正になっております。

先ほど、●●委員が今ご指摘のありました利用期間の把握につきましては、最後の3年間のしまいですね。その部分につきましては、途中から来られた方についても皆さんしまいは同じに設定させていただいております。ですので、契約期間は途中から入ってこられた方というのは3年間丸々というのではなく、契約を交わした日から当初の募集期間の3年間丸々の分の方の一番最後の部分に合わさせていただくので、例えば、一年半しか残ってなければ一年半だけ、というような契約で今までも実はさせていただいております。

規程が結局のところ追いついておりませんでしたので、ここは実情に合わせて改正させていただこうということで、今回上程させていただくという。

すみません、ちょっとそこです、またこれにつきましてはまた修正をさせていただくんですが、22ページをご覧くださいますと、22ページの第4条、貸付期間を3年間とするとありますので、多分●●委員ご指摘のところはそこだと思います。ここを3年間以内とするという、その以内をつけないと……。

●●委員

そうですね。そう思ったので。

事務局	ということで、そのように修正をさせていただいて以内をつけさせていただきます。
●●委員	4条の（1）のところに3年間という後に以内を入れる。
事務局	はい、3年以内というふうに以内をつけさせていただくようにいたします。 それで、ご指摘の部分がクリアできるのではないかなど。
●●委員	これ、規程の下に要項はあるんですか。取扱要項みたいな。
事務局	それはないですね。規程はあるんですけど。条例があって、その貸付規程があって。
●●委員	どうなんですか、取扱要項を定めないと、この3年間以内という中の詳細の取り決めというのがわからないんじゃないかなというふうに思うんですけども。そういう要項を定めなければ、それは募集をするときにより煩雑になるというか、こういうふうに決まっとなすというのがないといけないんじゃないかなというふうに思うんですよ。取扱要項というのは要らないですか。
事務局	まあ、取扱要項をつくって、それをより具体的に書いてしまうと、逆にそこに縛られちゃって、一応規程の中で以内でさせていただいて、あとは運用で事務局の煩雑にならないようなやり方をやらせていただきたいなというふうに考えています。
●●委員	はい。
議長	まあ、終わりをきちっとしかれたほうがええ。入るときはいつでもいいということでしょ。
●●委員	参考までに教えてください。ここの利用状況というのは、よく利用されとんのですか。それともがらあきでやってたんですか。
事務局	116区画ありまして、今100強は埋まっています。幾つだったかはごめんなさい。110まではいってないですけども。102とか103とか利用いただいております。
議長	場所は二軒屋の奥です。

●●委員	3年契約ということですけど、3年過ぎたらまたその場所を変わらんとなんですか。かわる場合。
事務局	一応3年間の区切りは設けさせていただいているんですけども、申込者の方が全体の区画の中よりも少なかった場合というのは、そのままずっと継続してできるような仕掛けにはしております。だから、1番の区画で3年間が終わったら、次また抽選して1からやり直しというようなことにはさせていただいていないです。優先してその1番の区画をずっと使ってもらえるので、次もその期間、1番の区画でできるようにということにはさせていただいております。ただ、これが116区画を超える、117人の方の申し込みがあったということに、もしなれば、もうそこは全部チャラにして1からくじ引きいうのをせんといけんかなというふうには自分としては考えております。
議長	そりゃ、はっきり言って、一所懸命つくりよる人がおるが。ええ土になつとって、3年来てあっちでいうて。それはないと思うよな。できるだけそこへしたい人も。
●●委員	ほぼ継続じゃろ。
●●委員	障害者の圃場いうんか、あれをほとんど利用してないんだけど、何か物すごく無駄になつとるから、何か事務局のほう、いい考えは。使ってないじゃろ。 できた折はなんかは何人かしょったけど、ここ何年もそのまんまで。
議長	そりゃ障害者の人が冬なんかせんわ。温くなればじゃけどな。
●●委員	何かもうちょっと利用したほうが。
事務局	そうですね、今正さんおっしゃられているのは、上に持ち上げたプランターのところのことだと思うんですけども、そこは正直誰も借り手もついておりませんし、先ほどおっしゃられたような、施設の方が昔はやっていただいたりとかしたことがあるみたいんですけども、今は手つかずの状態になっています。
議長	借りてくれてない農場はどこが管理しよん。町がしてるの。
事務局	まあ、そんなにむちゃくちゃきれいにはできていないですけども、町が管理をしていくものでありますので。
議長	ほかはよろしいですか。

●●委員	この第9条の貸付契約の解除条項がありますが、「早島町は次の各号に該当するときは」のところに、「早島町は次の各号のいずれかに該当するときは」ということで、そこをちょっと追加しておいたほうがいいんじゃないですか。
事務局	ありがとうございます。
議長	事務局よろしいですか。
事務局	はい、ありがとうございます。
議長	他にございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	それでは、質疑、意見ともないようでありますので、議案16・番号1早島町ふれあい農園貸付条例第2条の規程による承認申請については承認したいと思います。いかがでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議長	ないようでありますので、議案第16・番号1早島町ふれあい農園貸付条例第2条の承認申請については承認し、許可相当に決定いたしました。
	続きまして、日程7の報告第9号・番号2農地法第5条使用貸借権の設定に係る転用届け出についてを事務局から説明方お願いいたします。
事務局	<p>それでは、議案書25ページをご覧ください。</p> <p>今月の農地法第5条の使用対策権設定転用届けについては、1件でございます。</p> <p>番号2について、使用借人は、倉敷市●●番地にお住まいの●●さん。使用貸人が早島町前潟●●番地1にお住まいの●●さんでございます。</p> <p>地図は26ページで、農地の所在が、前潟●●番1、地目が田、面積は●●平米です。こちら市街化区域の第3種農地で、自己用住宅としての使用貸借権設定の転用届け出となっております。こちらの届け出について添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	それでは、ただいまの説明に関連して現地確認の結果を●番●●委員からお願いいたします。

●●委員

場所は、3月6日に、もう大分前ですけれども現地確認をしてきました。
場所は、松尾坂の信号を駅のほうへ、1つ目の左側の家の角です。そこを埋めると。周り
はもう住宅で。建てるのには何の支障もないところです。

議長

ありがとうございました。
この件に関して、これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

意見等はどうでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

質疑も意見もないようでありますので、以上の報告第9号・番号2号を終わります。
それでは、その他についてを事務局からお知らせ願います。

事務局

次回の農業委員会は5月11日金曜日午前10時からを予定しております。
場所は2階の第1会議室です。また議案書を送付いたしますので、よろしくお願いま
す。
以上でその他の報告を終わります。

議長

以上で本日の議案並びに報告事項は全て終了しました。
第4回早島町農業委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

上記会議の次第は、事務局 の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

平成30年 月 日

会 長

議事録署名委員

番

番